

件名	消滅の危機に瀕する言語の保全及び継承に関する陳情			
提出者 住所氏名	埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松 G			
受理年月日	平成28年2月23日	受理番号	第15号	
<p>要旨</p> <p>1 わが国における消滅の危機に瀕する言語であるアイヌ語の保全及び継承に努めてください。</p> <p>2 学校図書館及び区立図書館において、アイヌ語に係る図書を、貴重な言語を思わせる目立つ表示を随伴する特別なスペースに置き、各種講習会も併せて開催してください。</p> <p>(理由)</p> <p>アイヌ語は、わが国の先住民族であるアイヌ民族の言語であり、世界的に極めて貴重な、他言語からの語彙の借用若しくは継承をなさず、言語系統においても貴重な、いかなる語族にも属さぬ「孤立した言語」です。</p> <p>そしてアイヌ語は、かねてより国際連合教育科学文化機関によって、消滅危機言語の中でも最悪のランクである「最も深刻な消滅の危機に瀕する言語」に分類されています。</p> <p>また、正確な数字は把握できませんが、純粋なアイヌ語話者数は10人未満となっており、その平均年齢も優に80歳を超えているものと思料されます。</p> <p>例えば、地理的に相当有利な北海道内の大学又は首都圏の言語学を強みとする主要若しくは大規模な大学などの教育機関でさえ、一般人によるアイヌ語の履修は不可能となっています。</p> <p>また、当該教育機関における言語学的研究分野においてすら、その関心の対象とされず、淘汰されつつあり、研究又は教育の対象は、良くてせいぜい、北欧言語程度です。</p> <p>このままでは、間違いなく我々が生きている間に、アイヌ語は絶滅します。</p> <p>文化の要である言語を失うことで、日本国民によるアイヌ文化全般に対する保全、継承、研究又は教育に対する興味、関心又は意欲も激減し、やがてアイヌ文化そのものが絶滅してしまうと思料されます。</p> <p>地方公共団体の地域を問わず、わが国の貴重な先住民族の文化の要であるアイヌ語の消滅を、決して看過してはなりません。</p> <p>教育行政の現場でもある地方行政から、アイヌ語の保全等に力を入れなくてはなりません。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				